



©宮城県・旭プロダクション



セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報紙です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

事例から学ぶ安全運転 テーマ「踏切の手前では、必ず一時停止を！」

【概要】

踏切が設けられている道路で、踏切の手前で一時停止せず、前の車に続いて漫然と踏切内に進入したところ、渋滞により先に進めなくなり、踏切内で一時、立ち往生したものの。

ドライバー語録

「前の車が進んだので、私も踏切を渡り切れるだろうと思っていました。」

「まさか、前の車が渋滞で先詰まりして踏切内で止まってしまうことになるなんて…。」

「結果的には電車が来る前に、前へ進めたから良かったけれど、途中で警報器が鳴り始めた時には、パニックになりそうでした…。」



踏切手前では、「左右の確認と前方のスペースの有無を確認！」

皆さん、踏切を渡る前に一時停止を行い、左右の安全を確かめていると思いますが、踏切を渡った先の道路状況も含めて安全を確認してから進んでいますか？

特に、朝夕などの交通量が多い時間帯は、各所で交通渋滞が発生するため、前の車が進んだからといって一時停止もせず、漫然と踏切内に進入してしまうと、前が先詰まりして、踏切内で立ち往生してしまう可能性もあります。

踏切手前では確実に一時停止を行い、左右の安全だけでなく、前方の道路状況についても十分確認しましょう。



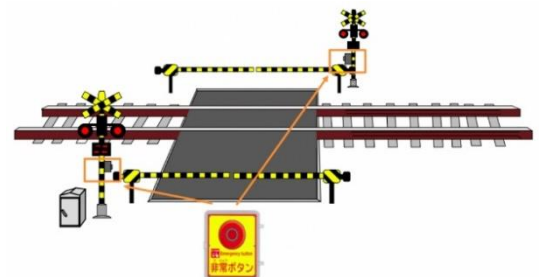
遮断機が閉じ始めたら、踏切内には進入できません！

踏切の手前で一時停止せずに踏切を渡る行為や、警報音が鳴りはじめ、遮断機が閉じようとしている時に、踏切内に進入する行為は「道路交通法違反」です。

踏切を渡る手前で警報音が鳴りはじめた場合には、急いで横断を開始したり、無理に踏切内に侵入してはいけません。

万が一、踏切内で車が動けなくなったり、立ち往生してしまった場合には、慌てずに車から降りて、踏切に設置してある「非常ボタン」を押しましょう。

「非常ボタン」が無い場合には、身の安全を確保した上で、発煙筒などで電車に知らせましょう。



「第29回セーフティ123キャンペーン」について

「セーフティ123キャンペーン」は、宮城県内で実施している県民参加型の交通安全キャンペーンで、今年で第29回目となります。

セーフティ123は、毎回2万人以上の方々にご参加いただいております。模範運転を実践し、正しい交通マナーを習慣付けていただくとともに、宮城県の交通安全県民運動である「マナーアップみやぎ運動」を広く県民にお知らせし、悲惨な交通事故を減少させることを目的としています。

☆キャンペーン実施期間☆ 令和4年6月15日から令和4年10月15日までの123日間

- 3人で1チームを組み、実施期間中の無事故・無違反に挑戦していただきます。
 - 123日間の無事故無違反を達成されたチームには、抽選で賞品を贈呈します。
 - 自動車安全運転センター発行の運転記録証明書（1年間用）が送付されます。
 - ・1年以上の無事故無違反を達成された参加者にはSDカードも送付されます。
 - ・SDカード優遇店では、SDカードの提示により割引や優遇特典を受けることができます。
- ※ SDカード優遇店の詳細は「SDカード優遇店検索」をご覧ください。

協賛について

協賛金は「1口1万円、1口以上」から、又は協賛品を受け付けております。参加者の励みとして、また、キャンペーンを盛り上げるためにも、ぜひご協賛をお願いします。

協賛金等は、無事故無違反を達成したチームに贈呈される賞品の購入に活用させていただいております。

ご協賛企業団体名は、県公式ウェブサイトや、セーフティ123キャンペーンパンフレットなどに掲載して広くお知らせします。

協賛金お振込先

- ◆口座名義：みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会
- ◆口座番号：七十七銀行県庁支店 普通 9045881

交通事故に遭われた方々へ

交通事故に関する無料相談を毎日行っております（土日・祝日を除く）。ご家族や知人などで、交通事故のことでお困りの方にもご紹介ください。※令和4年4月から窓口の一部変更があります。

交通事故相談窓口	相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。） ※弁護士無料相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）
----------	--

窓 口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
県庁交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日
大河原地方振興事務所県民サービスセンター	0224-53-3111 内線241	4月・7月・10月・1月の第3金曜日
北部地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0229-91-0701 内線216	毎月第2・第4金曜日のリモート相談のみ
北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-22-2111 内線280	6月・9月・12月・3月の第3木曜日
東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-6111 内線294	5月・8月・11月・2月の第3火曜日
東部地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0225-95-1411 内線3040	毎月第2・第4金曜日のリモート相談のみ
気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0226-24-3186	毎月第2・第4金曜日のリモート相談のみ